

四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂 新旧対照表

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p style="text-align: center;"><u>期中レビュー基準</u></p> <p>第一 期中レビューの目的</p> <p>1 <u>期中レビューの目的は、経営者の作成した中間財務諸表その他の期中財務諸表（以下「期中財務諸表」という。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。</u></p> <p><u>期中レビューにおける監査人の結論は、期中財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。</u></p> <p>2 <u>期中財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該期中財務諸表が会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて、結論として表明することがある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>四半期レビュー基準</u></p> <p>第一 四半期レビューの目的</p> <p><u>四半期レビューの目的は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。</u></p> <p><u>四半期レビューにおける監査人の結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。</u></p> <p>[加える。]</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>第二 実施基準</p> <p>1 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 監査人は、<u>期中レビュー計画</u>の策定に当たり、年度の財務諸表の監査において行われる、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解並びにそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、<u>期中財務諸表</u>の作成に係る内部統制についても十分に理解しなければならない。</p> <p>2 <u>特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の検討</u> 監査人は、<u>特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表の期中レビューに当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければならない。</u></p> <p>3 <u>期中レビュー計画</u> 監査人は、<u>期中レビュー計画</u>を、年度の財務諸表の監査の監査計画のなかで策定することができる。年度の財務諸表の監査を実施する過程において、<u>期中レビュー計画</u>の前提とした重要な虚偽表示のリスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、<u>その変更等が期中レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>期中レビュー手続</u> 監査人は、質問、分析的手続その他の<u>期中レビュー手続</u>を実施</p>	<p>第二 実施基準</p> <p>1 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 監査人は、<u>四半期レビュー計画</u>の策定に当たり、年度の財務諸表の監査において行われる、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解並びにそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、<u>四半期財務諸表</u>の作成に係る内部統制についても十分に理解しなければならない。</p> <p>[加える。]</p> <p>2 <u>四半期レビュー計画</u> 監査人は、<u>四半期レビュー計画</u>を、年度の財務諸表の監査の監査計画のなかで策定することができる。年度の財務諸表の監査を実施する過程において、<u>四半期レビュー計画</u>の前提とした重要な虚偽表示のリスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、<u>その変更等が四半期レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>四半期レビュー手続</u> 監査人は、質問、分析的手続その他の<u>四半期レビュー手続</u>を实</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>しなければならない。<u>期中レビュー</u>手続は、経営者の作成した<u>期中財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が<u>全ての重要な点</u>において認められなかったかどうかについての監査人の結論の基礎を与えるものでなければならない。</p> <p>5 質問</p> <p>監査人は、<u>期中財務諸表</u>の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して作成されているかどうか、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか、会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定の変更、偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したかどうか、経営者や従業員等による不正や不正の兆候の有無等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施しなければならない。</p> <p>6 分析的手続</p> <p>監査人は、<u>期中財務諸表</u>と過去の年度の財務諸表や<u>期中財務諸表</u>の比較、重要な項目の趨勢分析、主要項目間の関連性比較、一般統計データとの比較、予算と実績との比較、非財務データとの関連性分析、部門別・製品別の分析、同業他社の比率や指数との比較等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間を確かめるために設計された分析的手続を、業種の特性を踏まえて実施しなければならない。分析的手続を実施した結果、財</p>	<p>施しなければならない。<u>四半期レビュー</u>手続は、経営者の作成した<u>四半期財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が<u>すべての重要な点</u>において認められなかったかどうかについての監査人の結論の基礎を与えるものでなければならない。</p> <p>4 質問</p> <p>監査人は、<u>四半期財務諸表</u>の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して作成されているかどうか、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか、会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定の変更、偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したかどうか、経営者や従業員等による不正や不正の兆候の有無等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施しなければならない。</p> <p>5 分析的手続</p> <p>監査人は、<u>四半期財務諸表</u>と過去の年度の財務諸表や<u>四半期財務諸表</u>の比較、重要な項目の趨勢分析、主要項目間の関連性比較、一般統計データとの比較、予算と実績との比較、非財務データとの関連性分析、部門別・製品別の分析、同業他社の比率や指数との比較等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間を確かめるために設計された分析的手続を、業種の特性を踏まえて実施しなければならない。分析的手続を実施した結</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確かめなければならない。</p> <p><u>7</u> 会計記録に基づく作成 監査人は、<u>期中財務諸表</u>が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されていることを確かめなければならない。</p> <p><u>8</u> 追加的な手続 監査人は、<u>期中財務諸表</u>について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない。</p> <p><u>9</u> 後発事象 監査人は、<u>期中財務諸表</u>において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない。</p> <p><u>10</u> 継続企業の前提 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策</p>	<p>果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確かめなければならない。</p> <p><u>6</u> 会計記録に基づく作成 監査人は、<u>四半期財務諸表</u>が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されていることを確かめなければならない。</p> <p><u>7</u> 追加的な手続 監査人は、<u>四半期財務諸表</u>について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない。</p> <p><u>8</u> 後発事象 監査人は、<u>四半期財務諸表</u>において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない。</p> <p><u>9</u> 継続企業の前提 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>の変更について質問しなければならない。</p> <p>また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、<u>当会計期間</u>において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。</p> <p>これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、<u>期中財務諸表</u>において、一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。</p> <p>11 経営者からの書面による確認</p> <p>監査人は、適正な<u>期中財務諸表</u>を作成する責任は経営者にあること、<u>期中財務諸表</u>を作成するための内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること、<u>期中財務諸表</u>の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者が<u>期中レビュー</u>の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。</p> <p>12 経営者等への伝達と対応</p> <p>監査人は、<u>期中財務諸表</u>について、企業の財政状態、経営成績</p>	<p>の変更について質問しなければならない。</p> <p>また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、<u>当四半期会計期間</u>において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。</p> <p>これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、<u>四半期財務諸表</u>において、一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。</p> <p>10 経営者からの書面による確認</p> <p>監査人は、適正な<u>四半期財務諸表</u>を作成する責任は経営者にあること、<u>四半期財務諸表</u>を作成するための内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること、<u>四半期財務諸表</u>の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者が<u>四半期レビュー</u>の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。</p> <p>11 経営者等への伝達と対応</p> <p>監査人は、<u>四半期財務諸表</u>について、企業の財政状態、経営成</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、経営者等にその事項を伝達し、適切な対応を求めるとともに、適切な対応がとられない場合には、当該事項の<u>期中レビュー</u>の結論への影響を検討しなければならない。</p> <p>13 他の監査人の利用</p> <p>監査人は、他の監査人によって行われた<u>期中レビュー</u>等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した<u>期中財務諸表</u>等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した<u>期中レビュー</u>等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p>	<p>績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、経営者等にその事項を伝達し、適切な対応を求めるとともに、適切な対応がとられない場合には、当該事項の<u>四半期レビュー</u>の結論への影響を検討しなければならない。</p> <p>12 他の監査人の利用</p> <p>監査人は、他の監査人によって行われた<u>四半期レビュー</u>等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した<u>四半期財務諸表</u>等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した<u>四半期レビュー</u>等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。</p>
<p>第三 報告基準</p> <p>1 結論の表明</p> <p>監査人は、<u>適正性に関する結論を表明する場合には、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が<u>全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。</u>なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表については、当該期中財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様に適正に表示していないと信じさせる事項が<u>全ての重要な点におい</u></u></p>	<p>第三 報告基準</p> <p>1 結論の表明</p> <p>監査人は、<u>経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。</u></p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p><u>て認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。</u></p> <p><u>監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、作成された期中財務諸表が、当該期中財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。</u></p> <p><u>監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、適正性に関する結論の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。</u></p> <p>2 審査</p> <p>監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる<u>期中レビュー</u>の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p> <p>3 期中レビュー報告書の記載</p> <p>監査人は、<u>期中レビュー報告書</u>において、監査人の結論、結論の根拠、経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、結論を表明しない場合には、その旨を<u>期中レビュー報告書</u>に記載しなければならない。</p>	<p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>2 審査</p> <p>監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる<u>四半期レビュー</u>の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p> <p>3 <u>四半期レビュー報告書の記載</u></p> <p>監査人は、<u>四半期レビュー報告書</u>において、監査人の結論、結論の根拠、経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。以下同じ。）の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、結論を表明しない場合には、その旨を<u>四半期レビュー報告書</u>に記載しなければならない。</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>4 <u>結論の表明との区別</u> 監査人は、<u>継続企業の前提に関する事項を期中レビュー報告書に記載する場合又は期中財務諸表の記載において強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を期中レビュー報告書において情報として追記する場合には、それぞれ別に区分を設けて、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p> <p>5 無限定の結論 監査人は、経営者の作成した<u>期中財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論（この場合の結論を「無限定の結論」という）を表明しなければならない。この場合には、<u>期中レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</u></p> <p>(1) 監査人の結論 <u>期中レビュー</u>の対象とした<u>期中財務諸表</u>の範囲、及び経営者の作成した<u>期中財務諸表</u>が、一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったこと</p> <p>(2) 結論の根拠 一般に公正妥当と認められる<u>期中レビュー</u>の基準に準拠し</p>	<p>4 <u>結論の表明と追記情報との区別</u> 監査人は、<u>継続企業の前提に関する事項又は四半期財務諸表の記載において強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を四半期レビュー報告書において情報として追記する場合には、別に区分を設けて、結論の表明とは明確に区別しなければならない。</u></p> <p>5 無限定の結論 監査人は、経営者の作成した<u>四半期財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった場合には、その旨の結論（この場合の結論を「無限定の結論」という）を表明しなければならない。この場合には、<u>四半期レビュー報告書に次の記載を行うものとする。</u></p> <p>(1) 監査人の結論 <u>四半期レビュー</u>の対象とした<u>四半期財務諸表</u>の範囲、及び経営者の作成した<u>四半期財務諸表</u>が、一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったこと</p> <p>(2) 結論の根拠 一般に公正妥当と認められる<u>四半期レビュー</u>の基準に準拠</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>て<u>期中レビュー</u>を行ったこと、<u>期中レビュー</u>の結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること</p> <p>(3) 経営者及び監査役等の責任 経営者には、<u>期中財務諸表</u>の作成責任があること、<u>期中財務諸表</u>に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること 監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること</p> <p>(4) 監査人の責任 監査人の責任は独立の立場から<u>期中財務諸表</u>に対する結論を表明することにあること <u>期中レビュー</u>は質問、分析的手続その他の<u>期中レビュー</u>手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること</p> <p>6 結論に関する除外 監査人は、経営者の作成した<u>期中財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではある</p>	<p>して<u>四半期レビュー</u>を行ったこと、<u>四半期レビュー</u>の結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること</p> <p>(3) 経営者及び監査役等の責任 経営者には、<u>四半期財務諸表</u>の作成責任があること、<u>四半期財務諸表</u>に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること 監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること</p> <p>(4) 監査人の責任 監査人の責任は独立の立場から<u>四半期財務諸表</u>に対する結論を表明することにあること <u>四半期レビュー</u>は質問、分析的手続その他の<u>四半期レビュー</u>手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること</p> <p>6 結論に関する除外 監査人は、経営者の作成した<u>四半期財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>ものの、<u>期中財務諸表全体</u>に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、結論の根拠の区分に、修正すべき事項、可能であれば当該事項が<u>期中財務諸表</u>に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した<u>期中財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が<u>期中財務諸表全体</u>として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、結論の根拠の区分に、その理由を記載しなければならない。</p> <p>8 <u>期中レビュー範囲</u>の制約</p> <p>監査人は、重要な<u>期中レビュー</u>手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が<u>期中財務諸表全体</u>に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、結論の根拠の区分に、実施できなかった<u>期中レビュー</u>手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。</p>	<p>重要ではあるものの、<u>四半期財務諸表全体</u>に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、結論の根拠の区分に、修正すべき事項、可能であれば当該事項が<u>四半期財務諸表</u>に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。</p> <p>7 否定的結論</p> <p>監査人は、経営者の作成した<u>四半期財務諸表</u>について、一般に公正妥当と認められる<u>四半期財務諸表の作成基準</u>に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が<u>四半期財務諸表全体</u>として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、結論の根拠の区分に、その理由を記載しなければならない。</p> <p>8 <u>四半期レビュー範囲</u>の制約</p> <p>監査人は、重要な<u>四半期レビュー</u>手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が<u>四半期財務諸表全体</u>に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。この場合には、結論の根拠の区分に、実施できなかった<u>四半期レビュー</u>手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>9 結論の不表明 監査人は、重要な<u>期中レビュー</u>手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が<u>期中財務諸表</u>全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、<u>期中財務諸表</u>に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>10 他の監査人の利用 監査人は、他の監査人が実施した<u>期中レビュー</u>等の重要な事項について、その結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な<u>期中レビュー</u>等の手続を追加して実施できなかった場合には、重要な<u>期中レビュー</u>手続が実施できなかった場合に準じて結論の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>11 将来の帰結が予測し得ない事象等 監査人は、重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、<u>期中財務諸表</u>に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な<u>期中レビュー</u>手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。</p> <p>12 継続企業の前提 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら</p>	<p>9 結論の不表明 監査人は、重要な<u>四半期レビュー</u>手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が<u>四半期財務諸表</u>全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。この場合には、別に区分を設けて、<u>四半期財務諸表</u>に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>10 他の監査人の利用 監査人は、他の監査人が実施した<u>四半期レビュー</u>等の重要な事項について、その結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な<u>四半期レビュー</u>等の手続を追加して実施できなかった場合には、重要な<u>四半期レビュー</u>手続が実施できなかった場合に準じて結論の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>11 将来の帰結が予測し得ない事象等 監査人は、重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、<u>四半期財務諸表</u>に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な<u>四半期レビュー</u>手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。</p> <p>12 継続企業の前提 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p>れる場合には、次のとおり結論の表明及び<u>期中レビュー報告書</u>の記載を行わなければならない。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項が<u>期中財務諸表</u>に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について<u>期中レビュー報告書</u>に記載しなければならない。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する事項が<u>期中財務諸表</u>に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> <p>13 追記情報</p> <p>監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、<u>期中レビュー報告書</u>にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>会計方針の変更</u></p> <p>(2) 重要な偶発事象</p> <p>(3) 重要な後発事象</p> <p>(4) 監査人が結論を表明した<u>期中財務諸表</u>を含む開示書類における当該<u>期中財務諸表</u>の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>14 <u>特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の追記情報</u></p> <p>監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される<u>期中財務諸表</u>に対する<u>期中レビュー報告書</u>には、会計の</p>	<p>れる場合には、次のとおり結論の表明及び<u>四半期レビュー報告書</u>の記載を行わなければならない。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項が<u>四半期財務諸表</u>に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について<u>四半期レビュー報告書</u>に記載しなければならない。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する事項が<u>四半期財務諸表</u>に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> <p>13 追記情報</p> <p>監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、<u>四半期レビュー報告書</u>にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>正当な理由による会計方針の変更</u></p> <p>(2) 重要な偶発事象</p> <p>(3) 重要な後発事象</p> <p>(4) 監査人が結論を表明した<u>四半期財務諸表</u>を含む開示書類における当該<u>四半期財務諸表</u>の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>[加える。]</p>

改訂案（期中レビュー基準）	現 行（四半期レビュー基準）
<p><u>基準、期中財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該期中財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。</u></p> <p><u>また、期中レビュー報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考えられる場合には、その旨を記載しなければならない。</u></p>	